

こどもが  
こどもで  
いられる  
まちに

# 知ってください ヤングケアラー のこと

ヤングケアラーである  
こどもが受ける影響

家族の手伝い・手助けは「ふつうのこと」と思ってもいいかもしれません。しかし、そのことで学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じたりするほど重い負担がかかっている場合は、注意が必要です。

ヤングケアラーであることによる影響は、次のようなことが考えられます。  
▽遅刻・早退・欠席が増える  
▽勉強の時間が取れない  
▽友人などとのコミュニケーション

1セッションを取れる時間が少なくなる

## 大切なのは「周囲の気づき」

学校や地域で生活する様子などから、周りの人が気づき、子どもの思いを聴き、必要な支援につながることでできるよう、社会全体で「ヤングケアラー」について正しく理解し、認識を高めることが重要です。

「もしかしてヤングケアラーかも」と思ったら、下の相談窓口へ連絡してください。

## ヤングケアラーとは 例えばこんな 子どもたちです



①障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



②家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



③障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



④目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている



⑤日本語が第一言語でない家族などのために通訳をしている



⑥家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている



⑦アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



⑧がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



⑨障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



⑩障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

■詳しくは、こども家庭庁の特設ホームページで確認を。ホームページはこちらから▼



### (別表) 主な相談窓口

連絡先	電話番号	備考
こども支援課 家庭児童相談室 (茨川市)	22-3443	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
こどもホットライン24 (群馬県)	0120-783-884 (携帯電話からは 027-263-1100)	年中無休 24時間受付
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	
こどもの人権110番 (法務省)	0120-007-110	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分